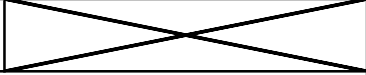


減額対象となる障害の範囲

障害区分等		障害者本人が所有し、かつ自ら運転する場合	生計同一者又は常時介護者が運転する場合	
身体障害者	視覚障害	1級～3級、4級の1(注1)		
	聴覚障害	2級、3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声機能障害	3級(喉頭摘出に限る)		
	上肢機能障害	1級、2級		
	下肢機能障害	1級～6級	1級～3級	
	体幹機能障害	1級～3級、5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳原変による運動機能障害	上肢	1級、2級(1上肢を含む)	
		移動	1級～6級	1級～3級(1下肢を含む)
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害		1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級		
知的障害者		障害程度が「重度(A)」		
精神障害者		1級		

・注1「4級の1」とは、手帳の障害名欄が4級で、両眼の視力の和が0.09以下0.12以下となつてい
る場合が該当します。